

令和7年度 岐阜県介護保険指定事業所・施設 集団指導

高齢者虐待防止のための措置等について

目次

- 1 高齢者虐待について
- 2 身体拘束について
- 3 高齢者虐待防止措置等の義務化
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応
- 5 虐待の防止に向けて

1 高齢者虐待について

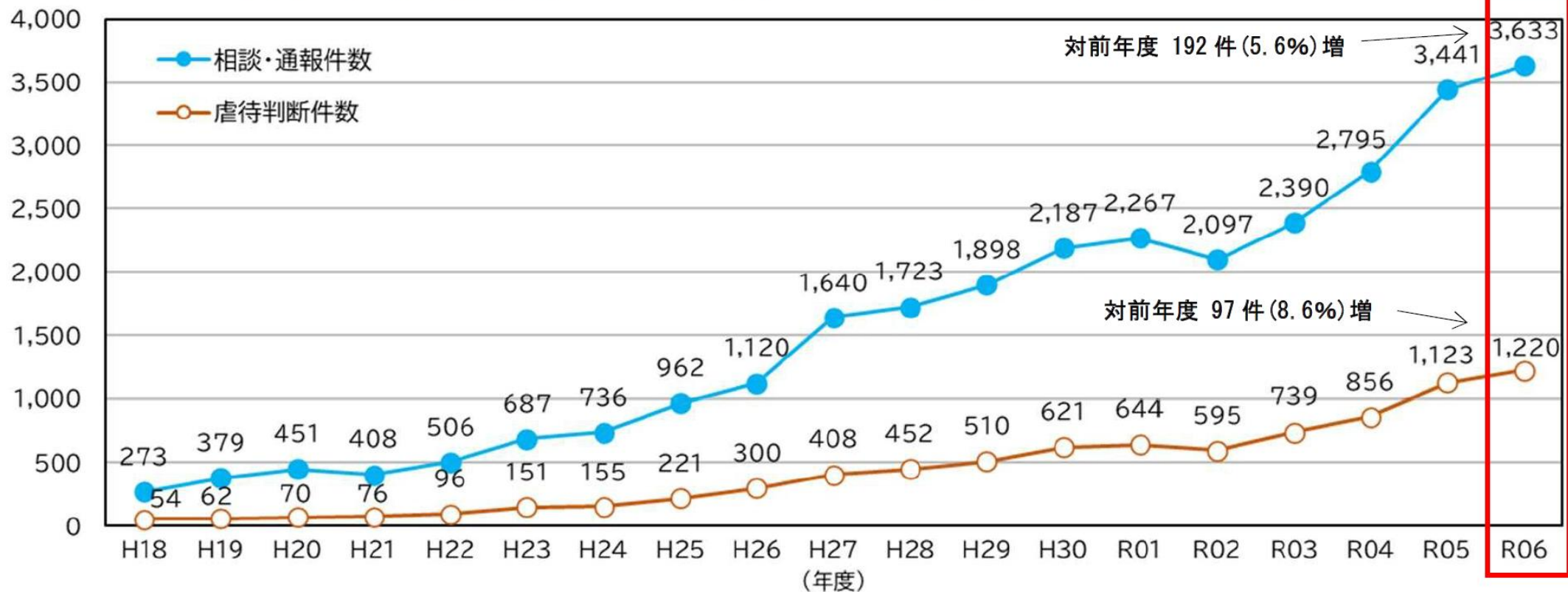
(1) 全国における高齢者虐待の発生状況（令和6年度）

要介護施設従事者等による虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数は、いずれも令和5年度と比べて増加しており、高齢者虐待は依然として高い水準で推移しています。

養介護施設従事者等(※)による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移

(件)

※介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者



<出典> 令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

(2) 岐阜県における高齢者虐待の発生状況（令和6年度）

	令和5年度	令和6年度	対前年度比
高齢者虐待に係る相談・通報受理件数 合計	442件	493件	+51件
うち、 養介護施設従事者等によるもの	29件 (6.6%)	46件 (9.3%)	+17件
虐待を受けた又は受けたと思われたと 判断した事例	172件	209件	+37件
うち、 養介護施設従事者等による虐待	7件	13件	+6件

○令和6年度の養介護施設従事者等による虐待について

▶相談・通報があった46件の内訳（重複あり）

- ◆家族・親族：3件
- ◆施設職員：12件
- ◆施設元職員：3件
- ◆施設・事業所の管理者：14件
- ◆医療機関従事者（医師を含む）：4件
- ◆介護支援専門員：3件
- ◆地域包括支援センター職員：3件
- ◆その他：9件

▶事実確認調査

- ◆事実確認を行った事例：46件
- ◆虐待の事実が認められた事例：13件

(2) 岐阜県における高齢者虐待の発生状況（令和6年度）

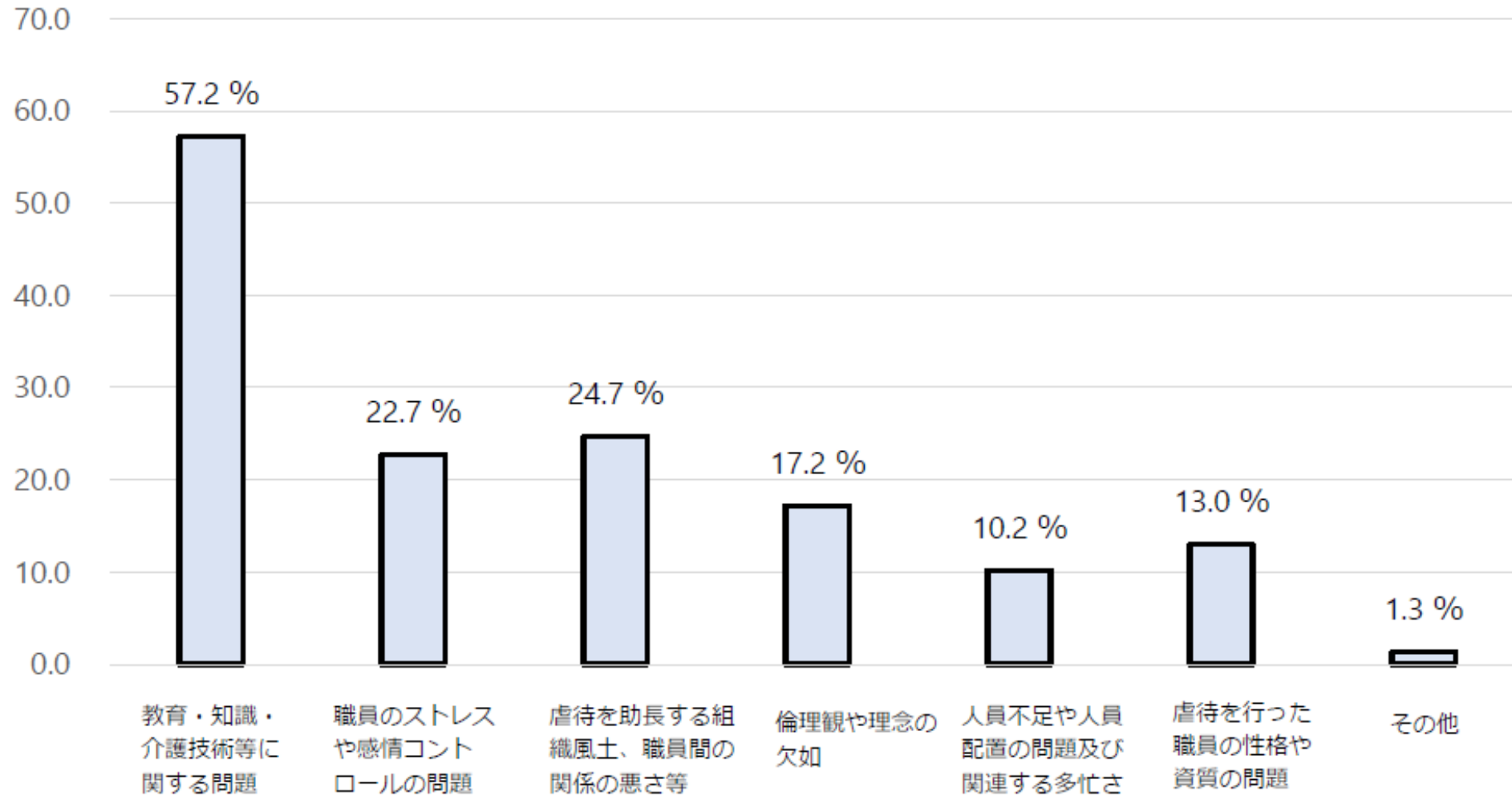
令和6年度の施設従事者等による虐待（13件）に関する状況

事例	施設等の種別	職種	虐待の状況
1	短期入所生活介護	介護職員	利用者（80代男性）に就寝を促す際、利用者が立ち上がろうとしたため、複数回強く突き返したり、顔や頭を小突いたりした。
2	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（90代女性）の排泄介助中に顔を叩いた。
3	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（60代男性）の個室に別の入所者（80代女性）を入れてドアを閉め、様子を見ていた。
4	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（70代女性）への介助の際、顔を2回叩いた。
5	特別養護老人ホーム	介護職員	入所者（90代女性）の排泄介助の際、腕をつかんだり振りほどいたりして傷を負わせた。
6	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者（90代女性）に対し、布団越しに強くベッドに押さえつけた。
7	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者（90代女性）に対し、医療機関より処方が中止されている向精神薬を服用させた。
8	認知症対応型共同生活介護	介護職員	入所者（90代女性）が誤って他者の居室に入った際、暴言とともに服の襟首をつかみ、強制的に退室させた。
9	養護老人ホーム	介護職員	入所者（80代女性）の排泄介助の要求を無視したうえ、暴言を吐いた。また、就寝時において、布団が絡んで動けない入所者の状況を把握していながら放置した。
10	有料老人ホーム	介護職員	入居者（80代女性）に対し、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを行うことなく、身体的拘束（車椅子にベルトで固定等）を行った。
11	有料老人ホーム	介護職員	入居者（90代女性）に対し、緊急やむを得ない場合の適正な手続きを行うことなく、身体的拘束（処方されていない向精神薬を過剰に服用させた）を行った。
12	有料老人ホーム	介護職員	入居者（80代女性）に対し、殴打や押さえつける行為により傷を負わせた。また、現金を窃取した。
13	サービス付き高齢者向け住宅	介護職員	入居者（80代男性）の預金を複数回引き出した。

(3) 虐待の発生要因

虐待の発生要因（複数回答）

参考 1



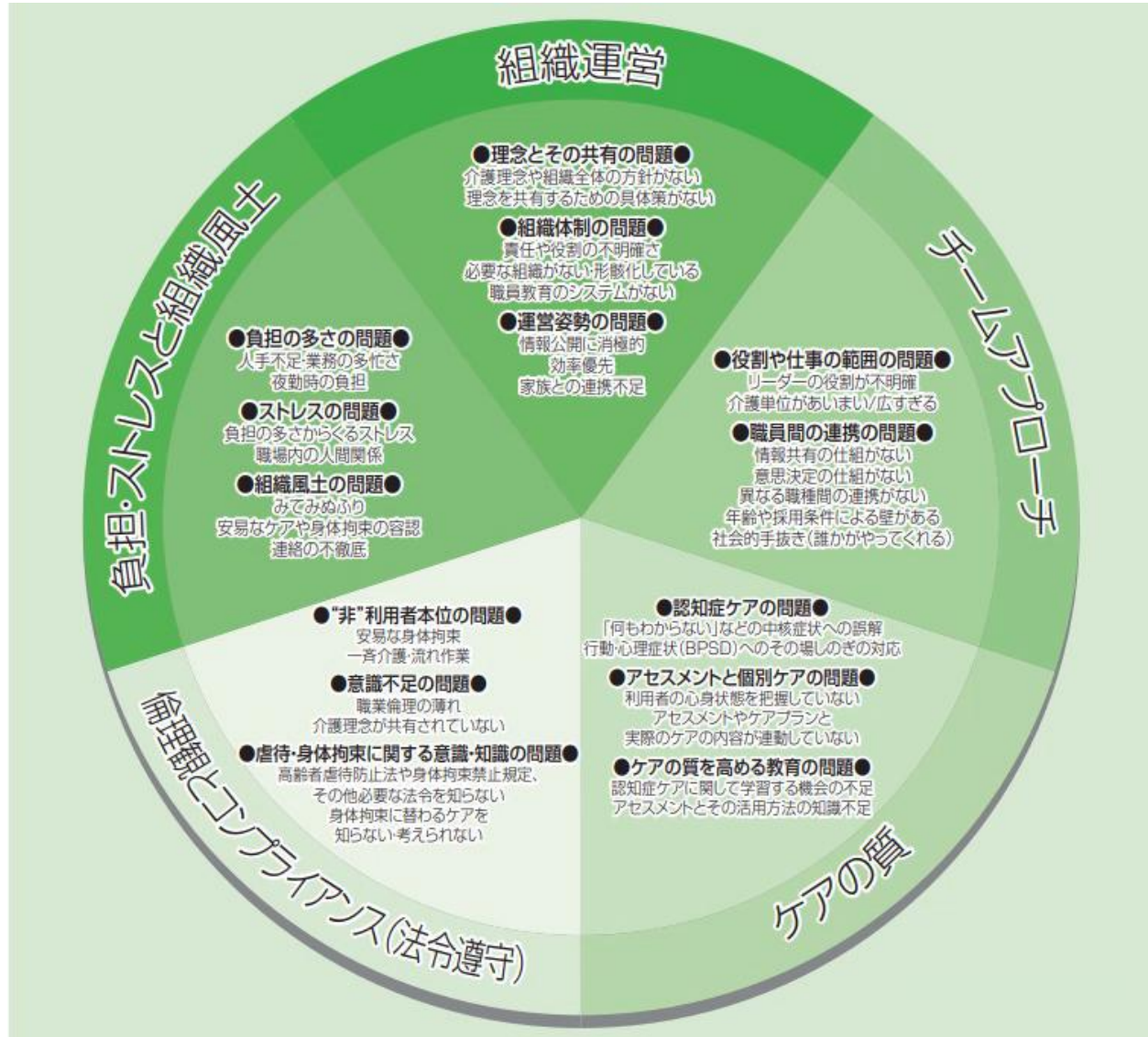
※ここでの「人員不足」は、配置基準は満たしているものの、一定の経験がある職員が少なかったり、夜間体制に不安があったり、その他利用者の状態像と職員体制のバランスが取れていない状況を指す。

出典：厚生労働省老健局「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業報告書」(令和7年3月) p43より作成

(4) 虐待の背景要因

参考 2

養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因



背景要因は、必ずしも独立した要因ではなく、相互に関係していることが多い。

<出典> 『高齢者虐待を考える』養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集（認知症介護研究・研修仙台センター（平成20年3月）p.17）

(5) 高齢者虐待防止法について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」と表記。)

○平成18年4月1日施行

(目的) 第1条

○高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める

○高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする

(国及び地方公共団体の責務等) 第3条

○関係機関及び民間団体間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備の努力義務

(5) 高齢者虐待防止法について

(高齢者虐待の早期発見等) 第5条

- 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

Point

- 虐待をしている人を罰することを目的とはしていない（刑法とは異なる）
- 虐待は自覚・悪意を問わず客観的事実により判断する

→ 高齢者の権利侵害が認められれば虐待ととらえ、高齢者の権利を護る

(5) 高齢者虐待防止法について

(定義等)

第2条第3項

○「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

※「高齢者」とは

○65歳以上の者（第2条第1項）

○65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなす（第2条第6項）

→養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用

(5) 高齢者虐待防止法について

※養護者・養介護施設従事者等とは（第2条第2項）

○養護者

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの

○養介護施設従事者等

養介護施設の業務に従事する者

養介護事業において業務に従事する者

(5) 高齢者虐待防止法について

※養介護施設・養介護事業とは (第2条第5項)

	養介護施設	養介護事業
老人福祉法	老人福祉施設 ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・老人福祉センター ・老人介護支援センター 有料老人ホーム	老人居宅生活支援事業 ・老人居宅介護等事業 ・老人デイサービス事業 ・老人短期入所事業 ・小規模多機能型居宅介護事業 ・認知症対応型老人共同生活援助事業 ・複合型サービス福祉事業
介護保険法	地域密着型介護老人福祉施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 地域包括支援センター	居宅サービス事業 地域密着型サービス事業 居宅介護支援事業 介護予防サービス事業 地域密着型介護予防サービス事業 介護予防支援事業

(5) 高齢者虐待防止法について

※養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（第2条第5項）

1 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

2 介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

3 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

4 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

5 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 身体拘束について

(1) 身体的拘束等に対する考え方

身体拘束とは

本人の行動の自由を制限すること

(厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和7年3月・5ページ)

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」と定義しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

(1) 身体的拘束等に対する考え方

身体的拘束等の具体例

- ①一人歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手装等をつける。
- ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

※あくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

(1) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件 (全て満たすことが必要)

○切迫性

本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

○非代替性

身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

○一時性

身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(1) 身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続き

- 本人等のアセスメントを十分に行う
- 施設・事業所の組織及び本人・家族・関係者などで、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議
- 本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、同意を得る
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない（岐阜県条例で記録は5年間保存）

これらの「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経していない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

(1) 身体的拘束等に対する考え方

令和6年度の基準省令改正

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することの規定を設け、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則として禁止となりました。

3 高齢者虐待防止措置等の義務化

(1) 高齢者虐待防止

令和6年度基準省令改正（令和6年4月1日から義務化）

- 全ての介護サービス施設・事業者の高齢者虐待防止措置を義務付け【(介護予防)居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務】
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的※に実施すること。
 - ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - ※ 研修の開催頻度はサービスにより異なる。
- 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」の規定を義務付け【(介護予防)居宅療養管理指導は令和9年3月31日まで努力義務】

(1) 高齢者虐待防止

令和6年度介護報酬改定（令和6年4月1日から適用）

- 前述の義務化された高齢者虐待防止措置のうち、いずれか一つでも措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※（介護予防）居宅療養管理指導、特定（介護予防）福祉用具販売を除く。（介護予防）福祉用具貸与については、3年間（令和9年3月まで）の経過措置期間を設ける。

Point

高齢者虐待防止措置未実施減算

- 速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月（発見した日の属する月）から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告する。
- 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。

(2) 身体的拘束等の適正化

令和6年度基準省令改正（令和6年4月1日から義務化）

- 施設系・居住系に加え短期入所系サービスにも「身体的拘束等の適正化のための措置」を義務付け
 - ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ③ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的※に実施すること。
※ 研修の開催頻度は年2回以上及び新規採用時
- これまで規定のなかった訪問・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売にも身体的拘束等の適正化を義務付け
 - ① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
 - ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(2) 身体的拘束等の適正化

令和6年度介護報酬改定（令和6年4月1日から適用）

- 身体的拘束等を行う場合の記録をしていない場合及び施設系・居住系・短期入所系サービスにおいて、前述の義務化された身体的拘束等の適正化のための措置のうち、いずれか一つでも措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算）する。

※短期入所系は令和7年4月1日から適用。

Point

身体拘束廃止未実施減算

- 速やかに改善計画を提出し、事実が生じた月（発見した日の属する月）から3月後に改善計画に基づく改善状況を報告する。
- 事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。

(3) 岐阜県基準条例の改正

運営規程の変更（令和6年4月1日から適用）

- 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、基準省令の改正により新たに禁止規定が設けられた訪問系・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を行う県指定事業所において、県の独自基準として、運営規程に「緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続」にかかる条項を定める。

運営規程の参考例

（身体的拘束等の禁止）

第〇条 事業所は、サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(4) 国マニュアルの改訂

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月）

令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」（国マニュアル）の改訂が行われました。

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

令和7年3月
厚生労働省 老健局

(4) 国マニュアルの改訂

主な改訂内容

- 1 在宅における「身体的拘束等に対する考え方」について追加
 - 令和6年度の介護報酬改定に伴う基準省令改正にて、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、身体的拘束等の原則禁止規定と記録の義務付けをしたことにより、施設・在宅を問わず、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則禁止であることを明記
 - 施設系・居住系に加え短期入所系サービスにも身体的拘束等の適正化のための措置を義務付け、減算を導入したことを明記
 - 緊急やむを得ない場合の適正な手続きについて明記
- 2 「養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務」として、高齢者虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の措置等、虐待防止・身体的拘束等の防止・廃止の取組の必要性について明記

4 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

(1) 早期発見の努力義務

高齢者虐待防止法第5条第1項

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

Point

- 国マニュアル35ページでは「保健・医療・福祉関係者の責務」として「これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待の有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠」とされています。

(2) 通報義務等

高齢者虐待防止法第21条第1項

- 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

高齢者虐待防止法第21条第2項

- 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

高齢者虐待防止法第21条第3項

- 前二項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

(3) 通報による不利益な取扱いの禁止

高齢者虐待防止法第21条第6項

- 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項から第三項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

高齢者虐待防止法第21条第7項

- 養介護施設従事者等は、第一項から第三項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

Point

- 通報の際、証拠や根拠は必要なく、「**思われる（疑い）**」で通報が可能
- 高齢者虐待（疑い）の**通報義務は、様々な守秘義務より優先される**
- 通報に基づく市町村・都道府県の事実認定の結果、**虐待が認められなかったとしても、責任は問われない**
- **通報者は保護される**（通報を理由として不利益な扱いを受けない。）

(4) 市町村及び都道府県の守秘義務

高齢者虐待防止法第22条第1項

- 市町村は、前条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

高齢者虐待防止法第23条

- 市町村が第二十一条第一項から第三項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第一項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

Point

- 通報を受けた市町村・都道府県の職員は、誰からの通報なのか分からないように対応する。

(5) 公益通報者保護法との関係

参考

「公益通報者保護法」との関係

公益通報者保護法における規定

労働者（退職後1年以内の退職者を含む）又は役員が、事業者内部で法律違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、事業者内部の通報窓口（事業者が指定した従事者のこと。守秘義務違反した場合刑事罰あり）・権限を有する行政機関・その他の事業者外部（報道機関等）に対し通報した場合、通報者に対する保護が規定されている。

公益通報とは

労働者・退職者・役員が、不正の利益を得る目的・他人に損害を加える目的・その他不正の目的でなく、勤務先における刑事罰・過料の対象（のおそれ）となる不正を通報すること

保護の内容

解雇の無効

解雇以外の不利益な取扱いの禁止（降格、減給、退職の強要、給与上の差別、雑務の従事、退職金の不支給 等） ほか

Point 通報者の探索を行うことを防ぐための措置

- 「公益通報者保護法に基づく指針（内閣府告示）において、事業者は「不利益な取扱いの防止に関する措置」として、「通報者の探索を行うことを防ぐための措置」を行う必要があると規定されています。（例：通報者の探索は行ってはならない行為であって、懲戒処分その他の措置の対象となることを定め、その旨を教育・周知する）

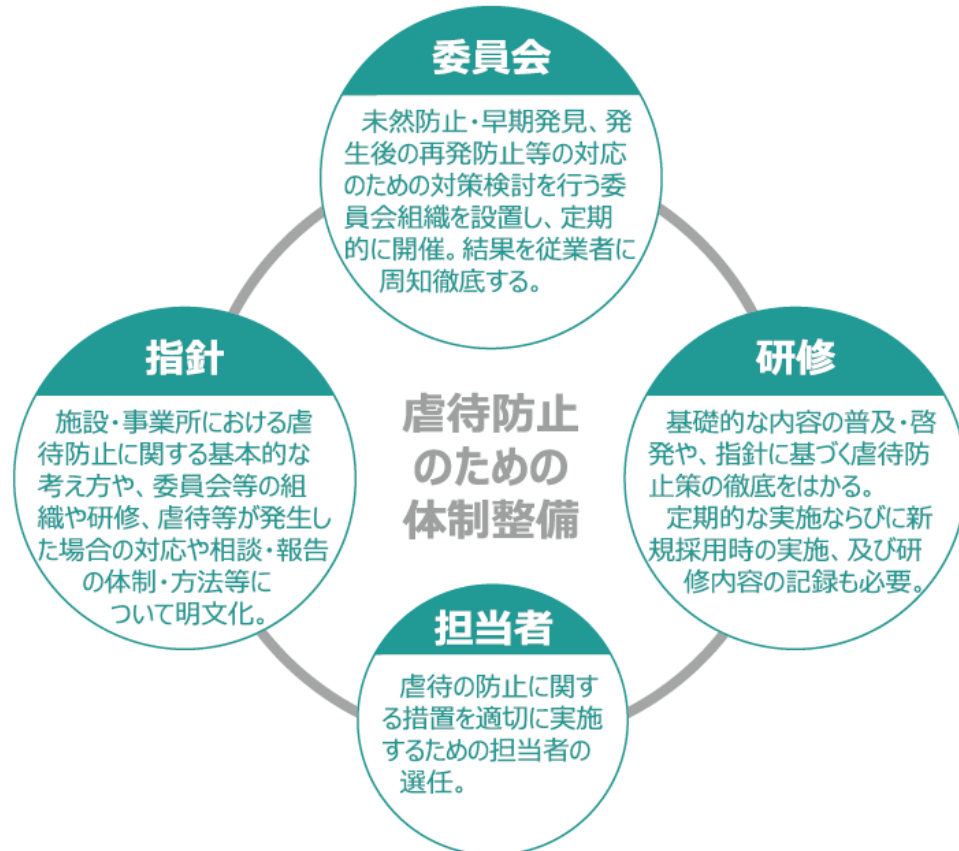
5 虐待の防止に向けて

(1) 虐待を未然に防ぐために

事業所・施設における高齢者虐待防止措置の確実な実施

- 令和6年4月1日から全ての事業所・施設に義務付けられた高齢者虐待防止措置について、確実に実施してください。

基準省令等において求められる虐待防止のための体制整備



【出典】
「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書別冊 令和4年3月版【社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター】

(1) 虐待を未然に防ぐために

管理職・職員の研修、資質向上

- 養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるために取り組む必要があります。
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。

(国マニュアル36ページ)

Point

- 組織全体で、虐待を行わない「理念」を共有する必要があります。
- 不適切なケアが行われても見て見ぬふりをしないような良好な組織風土を守りましょう。
- 職員は常に利用者の立場になって考え、法令遵守、高齢者の権利擁護の意識を持って利用者に接しましょう。

(2) 虐待の背景要因を解消するための組織的な取り組み

主な取り組み内容の例

◆組織運営

- ・理念の共有→経営層が業務に関わる、教材の作成、新人職員研修等での活用、会議等の場で理念を伝える等の啓発 等
- ・職員教育システム等の整備→職場内訓練（OJT）・職場外訓練（OFF・JT）の体制整備 等
- ・運営姿勢（情報公開、家族との連携 等）→虐待防止委員会の委員に選任、家族向けアンケートの実施・結果通知 等

◆負担・ストレスと組織風土

- ・負担・ストレスの多さの問題→定期的な職員面談の実施、シフト・交代時間等の見直し、ケア中のストレス・困りごとに対する話し合いの場を設置 等

◆チームアプローチ

- ・役割や仕事の範囲の問題→チームの状況に応じた研修・勉強会の実施 等

◆倫理観とコンプライアンス（法令遵守）

- ・虐待・身体拘束に関する意識・知識→虐待予防等チェックリストの定期的な実施、結果報告、改善のための話し合い等の実施 等

◆ケアの質

- ・認知症ケア、ケアの質向上→事例検討、勉強会の実施 等
- ・アセスメントと個別ケア→利用者の状況変化等に応じた会議の実施 等

參考資料

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）（国マニュアル）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00003.html



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > 市町村・都道府県における高齢者虐待防止マニュアル

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）

都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」（国マニュアル）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

令和6年度の介護報酬改定において、高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第13条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、改訂を行いました。

（※紙媒体での配布や販売は行っていません。）

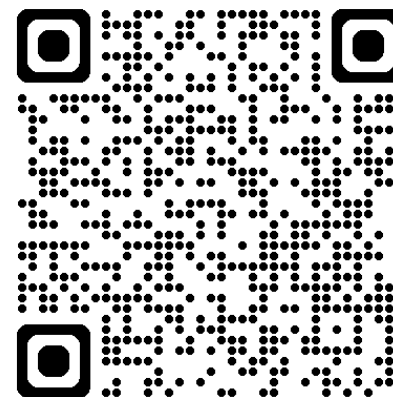
【通知】

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和5年3月）」の改定について（周知） [57KB]

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和7年3月改訂）

■ 本編

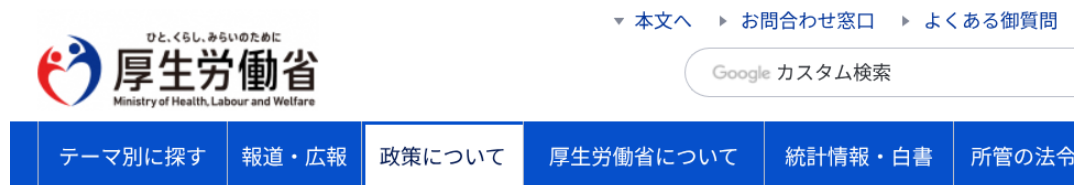
全体 [5.9MB]



高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

以下の厚生労働省ホームページで事業者向けの調査研究事業等が紹介されています。

研修を実施する際にご活用ください。https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html



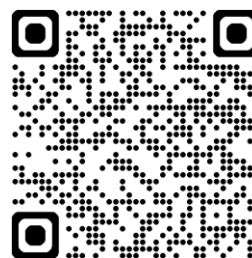
↑ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > ・高齢者虐待防止に資する研修・検

・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

1. 研修・検証等にご活用いただける調査研究事業等

〈施設・介護サービス事業者向け〉

- ・【令和6年度】介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業 (PDF) 報告書 [4.0MB] □ / PDF サマリー [156KB] □ / PDF 周知ツール [1.9MB] □)
- ・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けた調査研究事業 (株式会社日本総合研究所) (PDF) 報告書 [4.3MB] □ / PDF 手引き [4.0MB] □)
- ・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けた調査研究事業 (全日本病院協会) (PDF) 報告書 [5.7MB] □ / PDF サマリー [168KB] □ / PDF 手引き [3.1MB] □)
- ・【令和3年度】介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業 (社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター) (PDF) 報告書 [6.1MB] □ / PDF 報告書別冊 [28.0MB] □)
- ・【令和3年度】介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業 (株式会社日本総合研究所) (PDF) 報告書 [4.6MB] □ / PDF 追補版 [3.0MB] □)
- ・【令和2年度】介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究 (MS&ADインターリスク総研株式会社)
- ・【令和2年度】車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究 (株式会社日本総合研究所)
- ・【平成21年度】高齢者虐待の防止及び認知症介護の質向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する研究事業 (社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター)



おわりに

- ・ 本日はお忙しい中、ご視聴いただきありがとうございました。
- ・ 皆さまの日々の取り組みが、利用者様の安心と信頼を支えています。
- ・ 今後も法令遵守を心がけ、質の高いサービスの提供を続けていただきますようお願いいたします。

